

「NPOと神戸市の協働研究会」第7回公開フォーラム議事録

日時 2003年6月11日(水) 18時37分～20時59分
場所 神戸市生涯学習支援センター(コムスタこうべ)2階セミナー室
参加者 NPO関係者27名、行政関係者17名、一般19名(合計63名)

平成14年度協働研報告書からの論点の紹介(神戸まちづくり研究所:野崎隆一氏)

協働研はNPOと行政双方の思いが一致して平成13年度からスタートし、10月には新市長が市民参画を公約された。初年度は具体的事例を中心にフォーラムを開催しながら進めた。14年度は公開フォーラムを2回行い、その後は根本的前提についてどう考えるかを議論してきた。

報告書には双方が共有できる部分とできない部分をはっきりと出てきている。協働の理念(6頁)で、NPOと行政が協働する上での六つの原則(対等の立場に立つこと、自主性の尊重、市民活動の自律化、相互理解、目的の共有、情報の公開)が前提条件として必要であるということ、協働の目的(7～8頁)で、補完、価値の創造、効率化を挙げている。論点は、これらを踏まえて展開していきたい。

議論の対象になりやすい三つテーマを世話人会で設定した。一つ目は協働助成で発題は行政側からしていただく。二つ目は協働事業委託でNPO側から。最後は15年度の主要なテーマにもしていきたいと考えている政策提言でNPO側から。それぞれの発題をもとに議論を深めていきたい。

本日の進行と議論の整理は世話人の立木茂雄先生(同志社大学)をお願いしている。

発題1 [協働助成](神戸市協働と参画のプラットフォーム:川野欣樹氏)

パートナーシップ活動助成について、報告書14頁に昨年度分の概要が書かれている。21世紀復興記念事業で市民提案型活動を募集して実施したパートナーシップ事業助成を引き継ぎ、昨年度から市としてやり始めた。既存支援制度の枠を超えたものや初動期のものを市民自らが企画提案実施するもので、昨年度は8月募集で107件の申請(内105件が第一次要件審査をパス)があり、公開企画提案会と非公開審査委員会(市政アドバイザー公募2名と学識者2名の審査委員、審査基準:公益性・計画性・効果・先駆性・将来性)を経て32件が採択された。

今年度と昨年度との違いとしては、テーマ(美しいまち神戸を推進する)を設定した。助成限度額(自分で調達できる収入と自ら汗を流す分の合計が限度額)を設けた。区ごとに特色を生かしながら地域提案型の活動助成を今年度から始めた。全体の上限枠は100万円(昨年度200万円)だが、区は30万円ぐらいでより地域に密着した細かなものを受ける。審査委員に市の関係部局の意見を提示して審査していただく。申し込み多数の場合は書類による内容審査を行い、公開提案会へは原則20件に絞る。

(立木) 報告書に書かれている初年度の評価の点をもう少し野崎さんから願います。

(野崎) 審査方法の問題等もあったが、お金をつけるだけではなく、行政が協働するということがあった。パートナーシップ活動助成というところが充分見えなかった。NPO側として、事業を練る段階で行政とやりとりをしたり情報を得られたりというエンパワーされる制度があっても良かった。全市的テーマと区別テーマを分けたのはいいのだが、区ごとの独自性は当然あるがパートナーシップ活動助成としての筋が通ったものがあるべきではないか。

(立木) パートナーシップ活動助成が地域活動助成と違うところは一言で言えば何か。

(川野) 一つはテーマを設けたということ。パートナーシップをどう捉えるかの問題があるが、補完性の原則に行政がどう関わるかということ。今回は、年度を過ぎても3年間は報告を受けたり調査したりすることがあるとの項目を入れた。

(一般) 昨年は市として審査的なことはしなくて、お見合いの場ができて活発な場になっていくと思う。

(川野) 前は行政の尺度に捉われない形ということで行政の意見は入れなかったが、今回は関係部局の意見を踏まえて活動を採択していく。

(NPO) 復興記念事業は代理店がつくるイベントが大部分の中で、市民がつくり行政がサポートする事業としてパートナーシップ事業助成を実施した。企画立案段階から担当職員が一緒になって進め

- た。それと、今出現してきているパートナー活動助成とはまるで違うもので理解できない。
- (野崎) 最初に言った六つの原則を育てるのがパートナーシップ活動助成の目的でもあってほしい。
- (川野) 助成はたくさんあり全容がつかめていない状況があるが、行政目的に従って使われ方が決まってしまう。今回の助成は違う発想で、地域にある問題に対して市民が問題解決の活動をしていくことに助成する。昨年の審査では将来性・先駆性の配点が低かったが、今回は重視していく。審査目の調査や、採択後のフォローの問題は今後の検討課題としてある。
- (NPO) 実施後も継続して調査したり報告を受けたりするという形で、行政がパートナーの床に乗ろうとしていない姿勢が 15 年度には何ら変えられていない。そこが矛盾を感じるしナンセンス。
- (一般) なぜ助成するのは、NPO の活動促進があるが、先ほどの行政の話では補完性の原則が出された。行政の安い委託にせず、NPO 側の創造性を失わせない形での助成が大事だ。パートナーシップの言葉には継続的な信頼関係も含まれ、本来的な継続的事業をやってもらうことで NPO に育ててもらふようなものを考える必要がある。それを可能にするために過去の助成事業の客観的評価が重要で、評価が高かった団体にもう一度継続的にやってもらうということが出てくるべきだと思う。それと協働と参画でのパートナーシップという言葉自体に誤謬があるのではという気がする。協働すべきは行政の側であり、まずは市民の側のイニシアティブを中心に考えるべきだと思う。そういう意味で、今回の助成の募集は対象活動をあまりにも限定しすぎではないか。
- (立木) キーワードとしては信頼関係。その場限りの活動だけではなく、継続させる長期の関係に成り得るかどうかのお見合いの場となってほしいし、呼び水であってほしい。

発題 2 [協働事業委託] (コミュニティ・サポートセンター神戸：中村順子氏)

神戸を訪れた障害を持った方々が安心して観光できるように 20 のモデルコースを提案する事業であった「バリアフリーのまちづくり現況調査事業」(報告書 15 頁)の報告をする。138 名、20 団体近い方々が参加したが、モデルコースをつくることは二次的興味であり、バリアフリーのまちづくりたいという思いが皆を動かした。成果としては、NPO の共同事業体が事業にチャレンジして社会実験を完成させたということがある。緊急雇用事業で、障害者を含めて 47 名の短期雇用も実現した。行政との協働事業として、138 名の大半が初めて行政の方々と一緒に仕事をし、行政の人も初めての方が多く、双方に非常にいい刺激があった。課題としては、19 の NPO 団体での情報共有がなかなか至らなかったという公開性の課題があった。全ての NPO ではなくて知っているところへ声をかけて結果として 19 団体になったという機会の公平性の課題。実績や法人格の問題が云々された結果、契約主が CS 神戸になったという実績主義の問題。138 名が教育期間も無いまま事業に突入しており、マニュアルはつくったが、同じレベルで仕事ができなかったという作業の品質管理の問題。成果物の詳細確認は、委託契約書には無い提案をしてしまい、最後に收拾がつけにくかったことがあり、書面化すべきであった。改善提案の内の数ヶ所はすぐに改善されたが、後の 100 ヶ所ぐらいの行く末は分かっていない。こうしたことを総括すると、事業の成果物と共に新しい価値創造が必要で、ある種のその事業遂行における協定、努力目標のようなものが必要ではないかと提案したいと思う。

CS 神戸で受けている委託事業を、横浜コード(報告書 6 頁)の六原則に照らし合わせてみる。対等性では、決定権が全て行政にあり、私たちは嘆願者の立場でしかないという意味では疑問に思うことが良くある。成果物の共有では、今までの関係であれば委託事業は本来行政事務なので事業の成果は全て行政に所有権があると思うが、新しい社会づくりの価値を共有するパートナーということであれば成果物は共有すべき問題である。相互理解では、先ほど企画段階から一緒に行うことで関係性が生まれるという報告があったが、今やっている委託事業は、事業の目的やその先の社会目標を同じテーブルで話し合う機会が無いままに委託され、事後もその評価を共有する場面があまり無い。ましてや受益者であり納税者であり顧客である一般の市民が関与することはほとんど無い。情報の公開では、一番問題になるのが、安く使われているのではないかという疑問が多くの NPO でいつもある。事業を NPO へアウトソーシングする時に、今までいくらでやっていたのかが当然公開されるべきだし、代わって NPO が行った時に、何がどう効率的に結びつき、更に新しい価値が生まれたのかというこ

とをお互いにオープンにすべきだと思う。行政は事業費だけの公開はするが、必ず管理費がついている。本庁の管理部門が必ず関与しているわけだから、その全貌を見せていく。更に評価システムが無いことも決定的で、特に外部評価、市民の受益者評価を入れた評価システムがほとんどの事業でされていけないことが、オープンにならない原因ではないかと考えている。

このような事業委託の成果を、報告書6頁に書かれている協働の三つの要素と定義されている観点から見てみると、やはり前進はしているということが見受けられます。サービスの創造では、私たちは東灘区にある神戸市所有の文化会館の管理業務を受けているが、管理だけではなく、地域住民がその会館を使い新しい文化の着信や発信できるように手伝っている。去年から今年にかけて様々な行事を行い新しい価値創造が生まれている。しかもその管理費は、従来行政がやっていた時の半分近いというのが新聞に出た。政策決定への参加は、少しずつはあるのですが、共通のテーブルがほとんど無く、要請してもなかなか設定していただけないことが多い。サービス資源の集積への市民参加は、相当進んできたという気がしている。NPOやボランティア活動、市民団体に参加している人の数は、市全体では二万人ぐらいだと思うが、これから大きな力に発展していくのではないかとと思う。プロセスや方法論には随分大きな問題はあるが、成果は着実に生まれているという印象を持っている。

行政側から森田氏が非常に厳しいことを書かれている。22頁には行政事業への委託は市場原理を導入すればいいのではないかとある。しかし公共公益事業が全て市場原理で成り立つのかと言えばそうではない。様々な社会的に弱い立場に置かれている方々が競争原理の中で本当にいいサービスが得られるのかは非常に疑問だと思う。公益性と市場性の兼ね合いということで、これからもっと一緒に考えていきたい問題提起だと思う。23頁にはNPOは組織存続のために事業委託を欲しいと言っているのではないかとある。これには、4~50年も経つ公益法人はどうなのかと言いたい。10年ぐらい経ってこのような評価をしてほしいと思う。また、NPO保護のための委託事業の仕組みをつくるべきではないとあるが、あたりまえのことで私たちは目的のない事業はしない。目的は地域社会創造であり、それを実現するための手段としての事業であるから、こういうことはあり得ないと思っている。

これをどうすれば避けられるのかというのが今日の議論だと思うが、一言で言えば情報公開と外部評価などの評価システムの導入を仕組みの中につくることで、いい協働の関係が生まれるのだと思う。(NPO) NPO法人格を取得したベンチャーの方々の事業と、今言われた事業との違いはどこか。

(中村) NPOは地域課題を解決するために事業をしている。目的が利益か地域の利益かで随分違う。

(NPO) ベンチャーが委託事業を受ける時に、当然そこに住まわれる方の益になるものをする。手法として違いを感じないのだが。

(一般) 委託である以上、行政としては成果を挙げてくれて最も安いところを選ぶのは当然。中村さんが言われることをはっきりさせようとするれば、委託契約の枠組みを外す必要があるのではないかと。

(NPO) 行政が企業とNPO両方に、仕事に従事した被災者の自立を助けるという仕事を出した。効率だけを重んじてやっても行政はパスするが、我々はその人たちがその仕事を通じて気持ちの上でも自立してほしいといういろいろなシステム(ex.毎回事務所で話し合ってから現場へ行った)を導入した。会館の管理委託もNPOとして受けたが、地域の人たちが会館に参画するという運動に高めていくという試みがあった。安ければいいという次元とは違うと認識してやってきている。

(一般) 否定していないが、はっきりさせておくべきことは、たとえば会館の管理委託で何を委託されたのかということ。委託側の市として何を委託してどれくらいのコストが必要だと考えているのか。受けたNPOが、別のことを考えるのは管理委託の話とは違うレベルの話になる。委託側と受託側で生じたズレを委託契約の中身という形で処理するのは無理がある。

(一般) 法律上の委託の限定がある。委託内容を超えたものを評価してくれるのかという期待だと思うが、もっと正確な委託のイメージを持つ必要がある。安く使われるという感覚は事業としてやりたいのであれば民間事業体となるべきで、自ら進んで引き受けた以上は工夫してやっていく姿勢は絶対必要。会館の管理運営委託はハードもソフトも自分たちで創意工夫してやってくださいという時代の流れは大いに肯定すべき。そこで、市民との関係が企業よりも近いというNPO法人の特徴、主体と客体の近似性を委託内容に盛り込む工夫が行政側にも必要。

(中村) 普通の事業者と違い、NPO 法人の役員はボランティアが三分の二以上必要とか、情報公開するとかの制約を受けた公益団体だと思っている。当然、委託内容はきちっとするが、それ以上のものを行政と共有できる団体だと思っているので、そこがなぜ話し合えないのか、なぜそこが共有できないのかが疑問だと言っている。今の委託ではカバーしきれないので、付帯協定、努力協定のようなものでカバーすればいいというのが提案です。それと安く使われるという懸念はどう言われようが持っている。私たちは元の金額の提示が無い中で、最低賃金のやや上で積算している。

(NPO) 在日外国人のエンパワメントをやっていると、行政の人たちで実際に在日外国人と関わっている人がいないので、国際担当セクションから事業のプランニングの相談がくることが多い。そこでのプランが翌年度の委託事業になり、話していたらお金を貰えるような事例がある。一方で、小さい枠の委託の場合、現場でかなり激しいバトルの繰り返しで委託契約書が変わるといふように委託自体のあり様は奥が深い問題。最初の協働助成では、まだまだ単なる助成金が出たから取りにいいこうというイメージが強い。その中間的なところをどうしていくのかというのは、現場でのいろいろな模索の知恵が積み重なって 21 世紀の形、NPO と行政の協働になってくるのではないかと。

(一般) 委託契約だけで処理するのではなく、基本的なところ、枝的なところと組み合わせる形で作らないと、行政も NPO も両方とも苦しくなっているのではないかと。二つ目が契約は交渉ごとで、お互いに契約条件は出して詰めていけるということは理論的にはあるはず。三つ目が成果をお互いに共有するのであれば、それに見合ったそのコストをどう積算していくか。どこでも通る合理性を持ったものを両方で考えながらつくるために、ちゃんと主張できるだけのものを NPO 側が理論武装しないと。いけな。

(中村) そうだと思うが、私たちの側に交渉の余地が与えられるようなチャンスはほとんどない。

(NPO) 相当大きな規模の会館ができるので、それを請け負える NPO 法人をつくりながら、委託先と自分たちが積算した分を余ったら返すから出してくれと交渉している。NPO 法人としてのアイデンティティーは、税金をどれだけ少なく使っていいものを提供できるか。収益事業としてやれる喫茶店や保育部門なども含めて完全に任すぐらいの裁量権を貰えないと限定的にならざるを得ない。

(中村) NPO が行政から事業を受託する場合、ほぼ全部公開公募のプレゼン方式で、随意契約はほとんど無い。随契がオープンにされるのであれば積み重なる議論もできるし交渉の余地もあるが、ほとんど公開プレゼンでされるという方式そのものに、随分欠陥があるのではないかと思う。

(行政) 先駆性や専門性でどこも勝てなくて、行政にも知識が無くて、そこにしかお願いできないのであれば随契に絶対なる。公開プレゼンになるのは、その事業で競合する相手が多いから。何でもかんでも随契でやれば談合になる。

(一般) 先駆性や専門性は新規事業立ち上げ時には非常に有効だが、それがまた次年度というふうに継続事業になっていった時に、中村さんが言われたことと同じことが起こっていくと断言できる。

(行政) 役所も含めて他に知恵がいたらそうなる。

(立木) 具体的には昨年度の県の緊急雇用対策で NPO がやった事業を今年度は県の事業でやっている。

5 分休憩

(NPO) ちなみに委託であり助成というのは、今神戸市は地域に対して、総額いくら出ているのか。

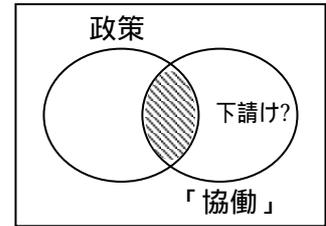
(行政) 事業委託か補助金かは別にして、80 ぐらいの項目が上がっており、総額は 20 億円ぐらい。

発題 3 [政策提言] (市民活動センター・神戸：実吉威氏)

前の二つの発題では対抗的な議論になったが、必ずしも噛み合っていない。会館管理の話では、多くの住民参加で公共施設管理ができるようにするというのを事業の達成目標に入れておけば、中村さんの懸念は軽減されるのではないかと。金額や人数、件数以外の質的な要素はデジタル化されにくく難しい部分だが、そこをまさに協働でその評価基準を生み出していく必要がある。それがあれば企業とも競争すべきことで、NPO より企業の方がより良く達成できるのであれば道を譲るべきである。それは納税者に対する義務として押さえておくべきだと思う。もう一つは、多様な公益をつくり出し得る NPO、NGO を育成するというのは支援という話で、協働という話と支援の話は区別するべきだとい

うのは正しい。ある事業に両方の要素があってもいいが、両者の整理は必要だ。

政策提言ですが、[政策-(施策)-事業]の三段階の一番右の事業のレベルでは、細かい手法のレベルではなく、目的や意義とかの事業の前提から協働しないとイケない。行政が事業を決めてしまう前から政策提言ないし政策協議のようなことをやらないとイケない。この図は、非常に簡略化した図で、左の楕円が政策で右がカッコ付きの協働。今、左側の二つの領域を NPO がどう関われるかを勉強しようとしているが、ここは協働研なので真ん中の部分、網掛けの部分テーマになる。ところが現実には「協働」という名前で左の政策論は決まっています、事業実施と一緒に仲良くやろうという、悪く言えば下請けの話だという気がする。



パートナーシップ助成は、協働研で議論してつくったものではないことを最初に言っておきたい。対象活動が限定されすぎていること、調査研究的で提案提言的なものや神戸市方針に反するものは駄目なこと、活動開始後3年以内の初動期でないと駄目なことなどが決められている枠の中でのパートナーシップは、一番下のレベルだと思う。行政の縦割り補助制度ではなく分野横断的・包括的な地域活動助成ということ、事前審査で20件に絞ったものをしっかりと審査することなどは改善されており、去年に比べて改善も見られることはきちんと評価すべきだと思う。しかし、大きな助成制度の半分を美しいまち神戸の推進に施策目的を振り向けるというのは、やはり非常に大きな決定がすでになされているという感じがおり、それがどういう経緯で決まったのかなということが気になっている。

協働委託では、NPOにこそ委託を出してほしいというのは、中村さんが言われたことを基本的に応援するつもりで議論だが、もう少し前の段階から議論しなければいけない。もう一つはNPO法人あるいはもう少し広く任意団体NPOでもいいが、非営利組織、つまり利益分配をしないというだけの条件が、市民参加や公益性ということを決して担保しない現状が今出てきつつある。それは皆さんもいろいろな事例をご存知だと思う。NPOだからということよりも、こういうことをできる団体だからというレベルの基準や評価を共同開発して、そこをクリアできるのであれば企業でもいいと思う。

最後に、報告書の23頁の補足意見に、同じことを行政がやり始めた時に気にせずやればいいのか、競争すれば負けてしまうので事業委託にしてもらって保護してくれということかと、意識的に挑発的に森田さんが書かれている。これは確かにそうだが、ではコストをちゃんと開示してくださいと反論したい。行政がNPOよりもより安いコストでできるのであればここでも道を譲るべきだが、人事課や財政課などの管理部門は別途にあり、そのコストは算入されていない。そこも入れたコストを市民に開示して、NPOの方が低コストであれば自然とNPOが取れるはずだし取るべきだろうと思う。だから保護してくれという気は無いが、情報公開はNPO側も含めてやらないとイケない。(立木) 今のお話も今までの意見に付加した形で、ここから新しい議論を始めると時間内に終われない。

それで最後に世話人から、ではどうするのだというようなあたりのことを一言お願いする。

まとめ

(市民社会研究所：今田忠氏) 委託の話で噛み合っていないという話があったが、そのところを27頁に契約の問題として書いているので説明する。委託という形でお金まで決めて契約を結ぶと、それでやらないとイケない。契約する前にいろいろやらないと駄目で、協働の契約というものが有り得るのかどうかを考えていきたいと思っている。そうすると、協働というのは双方が対等の上で資源を出し合って新しいものをつくりだしていくということだから、実はそのようなプロセスは公募では無理で、随契でしか有り得ないと思っている。だから、今までの委託とは全く違う形の協働のプロセスをつくっていかないと、この議論はいつになっても噛み合わないという気がした。それから企業や公益法人に対する偏見があるのではないかとと思うが、市民から見るとNPOは何様だということになりかねない。NPOだからできるということではなくて、仕事をする以上はちゃんと結果を出す。行政が委託で求めているのはアウトプットであって、コストパフォーマンスで見ていけばいい。アウトカムを求めるのは委託する行政の側であって、受託者としてはきちり成果を出すというアウトプットのレベルだと思う。全国の自治体でのそういった協働の契約形態はまだ無いと

思うのだが、そのようなものをつくり出していくのが協働研になっていけばいいというふうに思う。
(立木) 委託と違う新しい契約のあり方を考えられるか。行政として本荘さんをお願いします。

(企画調整課：本荘雄一氏) 私はNPOを担当していないので感想に変えさせていただく。長期計画をつくる際に、これまで行政の仕事のやり方を見直す時期になっているのかなと思い、この研究会に参加した。昭和60年ぐらいまでは、下水道や道路をつくるなどの基盤整備が重点課題で、こういうテーマについては行政が都市計画ということでやっていった。60年代に入り基盤が整備されてくると、それ以降は報告書にも書いてあるが、ローカルオプティマムという課題に対応していく際に、手法として都市経営から協働的経営へという方向に変わるとは思っていないかと震災前に考えていた。コミュニティや有償ボランティアということでライフケア協会など、いくつか行かせてもらったのだが、その当時は4団体しか無く、協働と言いつつ本当に実態が伴うのかと思った。それが悲惨な震災の中で、ボランティアやNPOの活躍で実態が見えてきて、協働について更に勉強したいと思った。NPOやボランティアと行政との関わりや、具体的な支援のあり方について協働研でも研究されていて一緒に勉強させていただいたが、今年度復興の総括・検証ということで、あらためて現在調査をしていて、今日の議論は参考にさせていただきたいと思っている。今日の話では、サービスの供給を行政かNPOかという供給サイドの議論をしているところがある。行政も行政評価をすべく取り組みを始めたところだが、協働の中でどう役割分担するのかということについても、やはり市民の視点に立って考えていく必要があると、まとまっていないがそういうふうに思った。

(立木) 私なりに翻訳すると、神戸市はお上をやめますということ。それで皆で袂を脱いで、とりあえずこれからはまちをつくっていききたいということになると思うが、もう一言ということなので。

(NPO) 政策提言についてだが、議員は私たちの代表で、今日議員さんは来られているか。

(立木) 実は今日の話の中で見えていないのが議会との関係で、これはある程度の理論武装、皆で議論しながら、ありようを考えていかなければいけないということだと思う。

(行政) 議員が市民の代表だから議論の余地は無い。行政は議員の言うことを聞いてやっているから。

(NPO) 行政と議会が両輪だと言うが絶対違う。市民代表ではなくて、行政は我々が税金を出して付託しているわけだから、議員の絶対上で両輪なわけがない。議員の存在は我々のある意味で代表だから、彼らと我々がどういうパートナーをつくるかということを考えていかなければいけない。

(NPO) 議員は過半数を取らなくても代表になり得るが、ある程度のマジョリティを取らないといけない。今地方参政権になっても在日外国人の方はほとんど持っていない。だから小さな声を代弁するような多様性がどうしても必要だし、現実には多くのことを議会というよりは行政が実質的に進めており、地方議会の形骸化の問題がある。

(立木) この話はものすごく大きなテーマで、時間無い中で語りつくせないと思う。だけど協働研の中で今まで避けてきた議会との関係、あるいは議会とのパートナーシップとかのあたりを、ぜひこれからの方向性として考えていかなければいけない。

(NPO) 地域で活動していると、私たちの目の前の活動だけでは対症療法をやっているに過ぎない。もっと何か今日的な根治療法、大きな枠組みに変えることをやらなければいけないのではないかと感じているNPO・NGOの人、あるいは市民の人がいると思う。そういう声をきちんと拾っていき、袂を脱いだ行政の方、あるいは議員とも協働していくか、政策論をしていきたい。それを3年ぐらいのプロジェクトできちんとした調査として研究していく。これは行政の方もぜひそういう市民の動きに柔軟になっていただきたいし、そういう小さな声をまさに袂を脱いで受け止めようという度量をもっと見せていただきたいと思うし、これも協働でやっていきたいと思う。

(立木) 最後の話がアドボカシーだったが、普通欧米的な文脈ではアドボカシーに続いてロビーイングが出てくる。それは議会との関係についても、NPOはものすごく多彩な具体的な政策提言をしていくし、山下先生も入り新しいテーブルではそのような議論をぜひ続けていけたらと思うということで時間となった。ここで今回の公開フォーラムを終わらせていただく。皆さん、ご協力ありがとうございました。